

[別表A]

一般包括輸出許可 / 特定包括輸出許可マトリックス (改正案) (傍線部分は改正部分)

[2の項]

[2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く)に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限り。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号八若しくは二に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第4号又は第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第60号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボ・ベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モロッコ、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、バハマ、バネマ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハイ若しくはニロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハイ若しくはニロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ホハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム超のもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ホハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム以下のもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ヘニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ヘニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	一般	一般	一般	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルビア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニアヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアラルンプール、キューバ、ドミニカ、エクトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マルシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴเลีย、モントネグロ、モロッコ、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラガア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サウジアラビア、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピートおよびグレナディン諸島、スウェーデン、スワジランド、タジキスタン、タリニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、バングラ、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポロンド、ホルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(1の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第2号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	一般	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ウ又はクに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチマ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーグイス、セントルシア、サモア、サウジアラビア、サント・ピリン、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スウェーデン、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、バトナム、ベネチア、ベトナム、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[別表B]

一般包括役務取引許可 / 特定包括役務取引許可マトリックス (改正案) (傍線部分は改正部分)

[2の項]

[2の項]

提供地 外為令別表項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくは二、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号八若しくは二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又は二に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イからハまでのいずれか、第4号又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	二	特定	特定
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもののうち、上記を除くもの											
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	一般	一般	特定	一般	一般	一般	一般	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ケルダ、ガナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルデ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イメン、ザンビア、ジンバブエ

[3の項]

[3の項]

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号ハからリまでのいずれか又は第3号ヘからヤまでのいずれかに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	-	-
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの											
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	一般	一般	特定	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびグレナイン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、

[9の項]

[9の項]

提供地 外為令別表項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第11項第1号、第5号、第11号又は第14号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の9の項(2)～(4)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、リトニシヤ、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルデブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、

[13の項]

[13の項]

外為令別表項番 提供地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号若しくは八又は第4号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)又は第三号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーズ、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マダガスカル共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モントネゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セネガル、セーシェル、シंगाポール、スリランカ、セントピントおよびグレンディン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、